

周南市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、次のとおり周南市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すことについて、市議会の議決を求める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

1 指定を取り消す郵便局の名称

徳山秋月郵便局

徳山周陽郵便局

新南陽政所郵便局

新南陽開作郵便局

2 指定を取り消す日

平成30年4月1日